

付 属 資 料

目黒区環境審議会委員名簿

(1) 環境審議会

目黒区環境審議会委員名簿

(敬称略)

		氏名	役職等
区議会議員	1	河野 陽子	自由民主党目黒区議団
	2	川原 のぶあき	公明党目黒区議団(2016(平成28)年5月23日まで)
		関 けんいち	公明党目黒区議団(2016(平成28)年5月24日から)
	3	松嶋 祐一郎	日本共産党目黒区議団
	4	松田 哲也	日本維新の会・無所属目黒区議団 (2016(平成28)年5月23日まで)
		たぞえ 麻友	未来倶楽部77(2016(平成28)年5月24日から)
学識経験者	5	◎倉田 博史	東京大学教授
	6	○伊原 学	東京工業大学教授
区内関係 団体の 構成員	7	坂本 悟	住区住民会議連絡協議会営刈住区住民会議会長
	8	藤橋 厚夫	目黒区町会連合会常任理事
	9	高林 すみ子	清掃協力会常任理事
	10	日比野 恵子	目黒区消費者グループ連絡会委員
	11	後藤 幸子	小学校PTA連合会会長 (2016(平成28)年5月31日まで)
		吉池 貴夫	小学校PTA連合会会計 (2016(平成28)年6月1日から)
	12	百瀬 節子	中学校PTA連合会 (2016(平成28)年5月31日まで)
		土方 武	中学校PTA連合会 (2016(平成28)年6月1日から)
	13	小田 利隆	東京商工会議所目黒支部工業副分科会長 (2016(平成28)年4月25日まで)
		松戸 満香	東京商工会議所目黒支部工業副分科会長 (2016(平成28)年4月26日から)
	14	團村 守男	目黒区産業連合会会長
	15	原 清隆	目黒区商店街連合会副会長
区内に 居住する者 (公募委員)	16	若林 道郎	北部地区
	17	香月 文子	東部地区
	18	伊藤 嘉一	西部地区
	19	高德 精子	南部地区
	20	中島 耕二	南部地区

◎会長 ○副会長

(2015(平成27)年7月1日から)

(2) 専門委員会

目黒区環境審議会専門委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等
環境審議会委員 (学識経験者)	◎倉田 博史	東京大学教授 目黒区環境審議会会長
	○伊原 学	東京工業大学教授 目黒区環境審議会副会長
専門的見識を持っている 又は区内で活動している方	神田 学	東京工業大学教授
	中島 章光	国立研究開発法人科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター 企画運営室主査
	市田 淳子	NACS-J 自然観察指導員 森林インストラクター ネイチャーゲームインストラクター 東京都鳥獣保護員

◎委員長 ○副委員長

(2016(平成28)年1月19日から答申まで)

目黒区環境審議会審議経過

開催日	会議体※		主な議題
	環境審議会	専門委員会	
2015（平成27）年 11月 4日	①		諮問 目黒区環境審議会専門委員会の設置について
12月14日	②		目黒区環境審議会専門委員会の委員について
2016（平成28）年 1月19日		①	委員長及び副委員長の指名について 重点プロジェクトの基本的考え方について
2月15日		②	重点プロジェクトの内容検討について
3月22日		③	重点プロジェクトの内容検討について
4月26日	③		重点プロジェクトについて
5月26日		④	新たな計画のアウトラインの検討について
6月24日		⑤	新たな計画のアウトラインの検討について
7月28日	④		答申に向けた中間のまとめについて
8月23日		⑥	答申（案）の検討について
9月 8日	⑤		答申（案）について
9月29日		⑦	答申（案）の検討について
10月12日	⑥		答申（案）について
10月18日	答申		

※〇は通算回数を示す

目黒区環境基本条例

平成 12 年 12 月
目黒区条例第 68 号

目黒区環境基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務及び協働について明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が環境と共生し、健康で快適かつ安全な生活を営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全を図る上で支障を来す原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の区民が健康で快適かつ安全な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、継承していくことを基本として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されな

ければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 循環型社会の形成の推進
- (3) 緑、水、生き物等からなる自然環境の保全
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) まちの美化及び良好な景観の保全
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項

(区民の責務)

第 5 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

- 2 区民は、地域における環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害の防止
- (2) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業活動に起因する環境への負荷の低減

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の提供の求めに応ずるように努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(区、区民及び事業者の協働)

第 7 条 区、区民及び事業者は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(環境基本計画)

第 8 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する目標、施策の方向、行動の指針その他環境の保全に関する重要事項について定めるものとする。

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ目黒区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるように必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第 9 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境報告書を毎年作成し、公表するものとする。

る。

(施策の推進のための措置)

第 10 条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の反映)

第 11 条 区は、環境の保全に関する施策に区民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の管理及びその評価)

第 12 条 区及び事業者は、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び推進体制の整備等を行うとともに、その評価を行うように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 区は、区民及び事業者が、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境への負荷の低減に関する措置を適切にとることができるよう誘導に努めるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第 14 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、

資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 15 条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 16 条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 18 条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第 19 条 区は、公害の状況等環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 20 条 区は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第 21 条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(目黒区環境審議会)

第 22 条 区における環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の付属機関として、目黒区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区長が委嘱する委員 21 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

印：区の事業に関わる用語

	用語	説明	頁
B	BOD (生物化学的酸素要求量)	河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示す。BOD値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が進んでいるといえる。	37
C	CO ₂ eq (CO ₂ equivalent)	エネルギー使用量を二酸化炭素の排出係数を用いてCO ₂ 相当量に換算した値。	17 18
M	MGR100プロジェクト #	「MGR100」は、M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・100gの略称。MGR100プロジェクトとは、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の取組イメージである「1人1日100gのごみ減量」の推進に向けたプロジェクトのこと。	52
P	PM2.5	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のもの。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。	36 39
あ	アスベスト	石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然に産する鉱物。その繊維が極めて細いため、所要の措置を行わないと、飛散して人が吸入する恐れがある。以前は防音材、断熱材、保温材等に使用されたが、飛散、吸入が問題となるため、各種法律に基づき、アスベストによる健康障害の予防や、飛散防止対策が講じられている。	37 39 40
	いきもの气象台 #	いきもの情報の募集・発信を行う。自然環境の変化を区民参加調査や専門調査、文献等で調べ、集計結果を『いきもの住民台帳』『いきもの气象台観察ノート』等『めぐろグリーンデータブック』としてまとめ、区立図書館や区のホームページ等で公開している。いきもの調査の参加者は、「自然通信員」として登録している。	30 31
	いきもの発見隊 #	親子等の参加者が身近ないきものを探して記録し、自然の大切さや、街に自然を呼び戻す工夫を考えるイベント型住民参加調査。目黒川の魚介類は、この調査により経年変化をとらえている。	30 31
	エコロジカルネットワーク	人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮した上で、自然地域を有機的に繋いだ生態系ネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待される。	9, 11 12 29 30 31 32 51
	エネルギーマネジメント	センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うこと。	17

用語	説明	頁
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。	2, 3 16 17 18 21 22 47
か 河床整正・浚渫（しゅんせつ）	河床をならし、堆積した土砂を取り除くこと。	39 40
環境配慮型の道路整備	保水性舗装（空隙を多くしたアスファルトの中に保水材を充填した構造で、降雨により浸み込んだ水が蒸発する際の気化熱を利用した路面温度の上昇を抑制する舗装）や遮熱性舗装（路面に太陽光の赤外線を反射する遮熱材を塗布した、路面温度の上昇を抑制する舗装）等がある。	19 22
気候変動枠組条約締約国会議（COP）	1992（平成4）年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。この条約に基づき、1995（平成7）年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。	2
揮発性有機化合物（VOC）	塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等、揮発性をもつ化合物の総称。	39
グリーンクラブ #	区が提供した花苗等を住民が公園や道路等の一部に設けた花壇に植え付け、維持管理を行う住民ボランティア団体。	44 53
クールアイランド	大規模な公園緑地で形成される、冷涼な空気のかたまり。	32
公園活動登録団体 #	公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア活動団体。	44
光化学オキシダント	大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち、二酸化窒素を除いたもの。	36 37 39
子どもたちへの環境学習 #	子どもを対象に、資源やごみの適正排出について、スケルトン清掃車やパネル等を活用しながら清掃事務所で行う事業。	25
さ 再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。	17 21
指標在来生物種の分布率 #	区内の番地（約2,200区画）のうち、指標在来生物種が確認された（報告のあった）割合。	30
借地公園	民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う、都市公園法の制度。	32
新エネルギー	太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーや廃棄物による発電等、石油代替エネルギーとなるもの。	18 19

	用語	説明	頁
	3 R (スリーアール)	3 R (スリーアール) とは、リデュース (発生抑制：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす)、リユース (再利用：くり返し使う)、リサイクル (再生利用：資源として再び利用する) のこと。	27
た	ダイオキシン類	塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称。「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、PCDD、PCDF 及びコプラナーポリ塩化フェニル (コプラナーPCB) を含めてダイオキシン類と定義している。	39
	窒素酸化物	燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成する物質。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質のひとつとなる。	36
	低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない社会のこと。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる (カーボン・ニュートラル) 社会を目指すものとされている。	6
な	二酸化硫黄 (SO_2)	硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されている。	36
	二酸化窒素 (NO_2)	大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占める物質。主に自動車排気ガス等から発生し、呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。	36
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)	住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅のこと。	21
	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)	建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的 (相互) 利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料等から得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、概ねゼロ、となる建築物のこと。	21
は	ビオトープ	いきものたちの生息する場所のことをいい、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟等が代表的な例。身近なところでは、多様ないきものたちが形作る小さな生態系をビオトープとしてとらえている。	34
	ヒートアイランド現象	都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド (熱の島) といわれる。人工排熱 (空調排熱や自動車からの排熱) の増加や、自然地 (土、水面、緑地等) の減少が原因で引き起こされる。	6 17 22
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のもの。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。	36 39

用語	説明	頁
保存樹木等 #	目黒区みどりの条例、同施行規則に基づいて、保存樹木、保存樹林、保存生け垣として指定し、維持管理費の一部を所有者・管理者に対して助成する制度。	31 33
ま マイクロプラスチック	海洋ごみの約70%を占めるプラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のもので、洗顏料や工業用研磨材等に使用される小さなビーズ状のプラスチック原料、プラスチック製品の原料として使われる米粒大のプラスチック粒、環境中に流れ出たプラスチックが徐々に劣化・崩壊して小さな細片状になったもの。容易に分解されず、回収も難しい上、表面に有害物質が吸着されやすいため、海洋生物の食物連鎖を通じて生態系に広く影響を及ぼすことが懸念されている。	2
水循環	山林、農地、宅地等に降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められている。	40
みどりのまちなみ助成制度 #	接道部緑化、屋上や壁面緑化を対象とした区の助成制度。	33
めぐろ買い物ルール #	賢い買い物（スマートショッピング）を区内に広めるためのルールのこと。「1日1回、ノーレジ袋のすすめ」、「バラ売りを選ぼう」、「詰め替え商品を選ぼう」、「残さず食べる工夫をしよう」、「『長く』『繰り返し』を見直そう」という5つのルールがある。	26
めぐろグリーンアクションプログラム #	区民・事業者・学校における環境配慮の具体的取組（省エネ・緑化等）を支援するためのプログラム。家庭版、事業所版、学校版がある。	19 44 45
めぐろ笑エネトライ #	家庭版めぐろグリーンアクションプログラムに相当。家庭での取組は、「地球にやさしい」だけでなく、電気代等の節約により「家計にもやさしい」効果があり、ガマンする省エネから楽しみながらする省エネをコンセプトにし、みんなで笑いながら省エネにトライすることを目的としている。	19 20
めぐろの森 #	区外からのいきものの導入と、地域のいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯。区内で特に優れた自然環境を有する公園や大学等の持続性が高い緑地を含み、8つのエリア（森）を設定している。	32
や 約束草案	COP21に先立って各国が提出した、各国内で決めた2020（平成32）年以降の温暖化対策に関する目標のこと。「日本の約束草案」は、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比26.0%削減（2005（平成17）年度比25.4%削減）の水準を削減目標としている。	2 3 17

用語	説明	頁
ら 立体都市公園	土地の有効利用を図りつつ、他の施設と都市公園とを一体的に整備することによって効率的に都市公園の整備を進めるための都市公園法の制度。適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の区域を立体的に定めることができる。	32

目黒区環境基本計画

2017（平成29）年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒2丁目19番15号

電話 03-5722-9356（直通）

編集協力 株式会社 創 建

主要印刷物番号

28-54号



目黒区